

平成28年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成28年3月25日（金曜日）

○議事日程（第5号）

平成28年3月25日（金）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 尾鷲市行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 尾鷲市斎場条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算 |

の議決について

- 日程第 18 議案第 17 号 平成 28 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 28 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 28 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 28 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 27 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 27 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 27 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 27 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 27 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 27 議案第 26 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について
- 日程第 28 議案第 27 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 28 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 29 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 30 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 31 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 32 号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 34 議案第 33 号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議に

ついて

日程第 3 5 議案第 3 8 号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の
一部改正について

日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の
議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（12名）

| | |
|------------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員 | 5 番 小 川 公 明 議員 |
| 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 7 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 8 番 南 靖 久 議員 | 9 番 榎 本 隆 吉 議員 |
| 1 0 番 高 村 泰 徳 議員 | 1 1 番 奥 田 尚 佳 議員 |
| 1 2 番 三 鬼 孝 之 議員 | 1 3 番 村 田 幸 隆 議員 |

○欠席議員（1名）

4 番 田 中 勲 議員

○説明のため出席した者

| | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 岩 田 昭 人 君 |
| 副 市 長 | 林 幸 喜 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 川 口 清 君 |
| 市長公室長 | 北 村 琢 磨 君 |
| 総務課長 | 下 村 新 吾 君 |
| 財政課長 | 宇 利 崇 君 |
| 防災危機管理室長 | 大 和 勝 浩 君 |
| 税務課長 | 大 川 勝 之 君 |
| 市民サービス課長 | 濱 田 一 志 君 |
| 福祉保健課長 | 三 鬼 望 君 |
| 環境課長 | 仲 浩 紀 君 |

水産商工食のまち課長
木のまち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長
教育委員長
教育長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
監査委員
監査委員事務局長

野地敬史君
内山真杉君
更谷哲也君
尾上廣宣君
内山洋輔君
竹平專作君
森下龍美君
二村直司君
佐野憲司君
芝山有朋君
千種伯行君
深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長
事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

内山雅善
岩本功
松永佳久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、4番、田中勲議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において12番、三鬼孝之議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」から、日程第36、議案第39号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」までの計35議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました35議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

[7番（三鬼和昭議員）登壇]

7番（三鬼和昭議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第1号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第4号「尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第7号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第14号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第26号

「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」、議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第30号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、議案第31号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」、議案第33号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」、議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」、以上15議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月10日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査しました結果、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第14号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第38号の計13議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第8号及び議案第26号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第26号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」につきましては、後に開催され、付託議案を審査されます予算決算常任委員会において、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料に係る予算が認められないことも、審査時点では想定され、採決を行う前に、当該委員会は過疎計画全体を否定するものではないことから、道の駅に関する計画策定の部分については、市民との合意形成であるとか、道の駅を要望しております尾鷲商工会議所との合意形成等をされることと同時に、予算との整合性を持った取り扱いにすることとの意見が委員全員で確認されましたので、申し添えます。

また、議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、今回の減額の原因は、防災対策事業におけるエリアワンセグ機器の設置にかかわる不適切な予算執行の責任をとり、市長及び副市長の給料を本年4月から6月まで3カ月間、10%減額するものでありましたが、本件について責任をとることについて反対するものではないが、責任をとるための市長の給料減額は今回で3回目であることから、市政の最高責任者であることや、行政推進のかなめである職員の指導等も含め、市長職の責任を改めて受けとめてほしいとの意見がありましたことを申し添えまして、本委員会の報告といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、中平隆夫副委員長。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） おはようございます。

本日は委員長であります田中勲議員が欠席されておりますので、副委員長の私から報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第3号「尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について」、議案第10号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、議案第13号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」、議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第32号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」、以上8議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月11日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました8議案のうち、議案第3号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第28号、議案第29号、議案第32号の7議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の1議案につきましては、全会一致をもって原案を否決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

なお、議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、執行部からは、過去の指定管理者の公募においても1者のみの応募であり、現在の事業所の実績も考慮の上、選考委員会を経て、随意契約を行っているとの説明がございましたが、委員からの意見として、最近は介護事業所の数もふえており、事業のノウハウも向上している点や、さまざまな提案をいただくことで、さらなるサービス向上につながる等の観点から、今後はいろいろな事業所に幅広く情報を提供する中で、随意契約ではなく、公募を行った上で選定すべきであるとの指摘がございました。

また、委員会において、全会一致で否決となった議案第12号「尾鷲市廃棄物

の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきましては、現在の尾鷲市指定ごみ袋の価格を各袋とも一律10%引き下げる条例改正案でございます。

この条例の一部改正につきまして、各委員から、引き下げの根拠が不明確である点や、審議会の開催に当たって正確な情報提供がなされたのかなど、執行部に対して厳しい意見がございました。

また、現在検討されている5市町での広域新ごみ処理施設の建設費用、また、その運営費用の負担割合について、現在の5市町のごみ量の比較では、尾鷲市の負担が何%程度になり、今後さらにごみ量を減らすことによって、どのくらいの負担軽減が見込めるのか、あるいは、平成27年度に実施されたごみ質調査の結果では、紙類等の資源ごみが燃えるごみとして出されている量が増加傾向にあり、市民の減量意識の低下が懸念される状況も見てとれることから、さらなるごみ減量に有効な手法の検討や市民に対する啓発を行い、このことが後年の税負担の軽減につながるという、しっかりとした根拠を説明した上でのごみ袋の価格引き下げの議論でなければ納得できないという意見がございました。

なお、仮に本議案が否決となった場合、10%の価格引き下げが行われないこととなりますが、その場合においては改めて、執行部でできる限り速やかに対応策を検討し、ごみ袋引き下げによる市民負担の軽減が6月からスタートできるように求める意見もございましたので、あわせて御報告させていただきまして、生活文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第16号「平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第18号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第19号「平成28年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第20号「平成28年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第21号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、議案第22号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23

号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第24号「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第25号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第39号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、以上12議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月15日から17日まで及び22日、23日の計5日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第15号から議案第20号までの当初予算関連6議案のうち、まず、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、内山鉄芳委員及び三鬼孝之委員から、それぞれ異なる部分に係る修正案が提出されました。

内山鉄芳委員からは、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、人づくり支援事業に計上されている尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料1,782万円を全額減額する修正案が提出され、また、三鬼孝之委員からは、第5款農林水産業費、第4項水産業費、第5目海洋深層水事業費、海洋深層水推進事業に計上されている工事請負費3,216万7,000円のうち、海洋深層水用施設、灯浮標係留索撤去設置工事費2,800万9,000円を減額する修正案が提出されました。灯浮標ってちょっと難しい言葉ですけど、浮標というのは浮いている標識ということで、灯というのは「ともす」という字です。海にぶかぶか浮いている標識の点灯している装置ですね。係留というのはつなぎとめるという意味ですね。索というのがロープとか綱という意味がありまして、それをつないでいるものです。

当委員会として、直ちにそれぞれ提出された修正案の提案説明を受け、これに対する質疑、討論を行った後、まず、内山鉄芳委員より提出された修正案について採決を行い、その結果、賛成多数をもって修正案のとおり可決すべきものと決しました。次に、三鬼孝之委員より提出された修正案について採決を行い、その結果、賛成多数をもって修正案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、当委員会で可決された修正案につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、修正案の内容につきまして、委員会における修正案提出者の提

案理由の引用をもって説明させていただきます。

まず初めに、内山鉄芳委員からの提案理由を朗読させていただきます。

今回修正案を提出させていただくのは、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費のうち、尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料1,782万円についてであります。

この業務委託料につきましては、過年度に策定した尾鷲市道の駅設置検討計画や尾鷲市道の駅基本計画を受けて、本市が目指す道の駅の基本機能等の整備方針を決定し、必要な規模や機能の詳細な設計を行い、道の駅の設置に向けた事業を推進するために必要な計画を策定することを目的として予算計上されたものでございます。

本実施計画等策定業務委託料の予算審議の中におきましては、重点「道の駅」候補として認定されてから経過した約1年間、フルインター化等の可能性も含め、その間、道の駅に関する取り組みに進展があったとは考えにくく、そのような中で、突如として高額な予算を計上されたことに大変驚くと同時に、ほとんどの委員が指摘したのは、議会や市民においても、本事業に対する厳しい意見があり、慎重な協議が求められる中、商工会議所や市役所内の政策会議等での合意形成を行い、市の目指していくところ、展望、見通しについて議会や市民に示した上で、予算計上するべきであったということでもあります。

この業務委託によってでき上がる実施計画書をもって、それらの説明に当たるという市長の説明では、取り組み始めてから数年来経過する尾鷲市独自の道の駅の未来像はいまだ定まっておらず、これからコンサルがつくるもので決定するという印象を持たざるを得ませんが、それでは順番が逆であり、ある程度詰めた上で計上されるべきものであると考えます。

また、本予算については、その積算根拠が明確に示されておらず、予算額が適正なものか判断ができない状況であります。

以上の理由から、今回の平成28年度尾鷲市一般会計予算に計上された尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料1,782万円を減額する修正案を提出するものであります。

次に、三鬼孝之委員からの提案理由を朗読させていただきます。

議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、5款農林水産業費、4項水産業費、5目海洋深層水事業費、15節工事請負費3,

216万7,000円のうち、海洋深層水用施設、灯浮標係留索撤去設置工事費2,800万9,000円を全額削除する修正案の説明を行います。

この工事請負費につきましては、当初、平成22年2月26日に賀田湾への避難船舶の投錨により、投錨というのはいかりを投げるということで、いかりをおろすということだそうです。投錨により、取水管が損傷を受け、再発防止策として灯浮標等設置工事の議会承認を得て、平成23年3月に灯浮標5基と2基のレンジライトの設置が完成いたしております。

当時の工事費は4,250万2,950円であり、財源内訳は取水施設改修整備事業工事費の予算残額7,804万4,000円の一部と同工事費に対する県補助金2,000万円もプールされております。

灯浮標係留索設置から5年が経過する中、被覆ワイヤーロープ、アンカーチェーンスタッド部分の損傷が確認されたということで、撤去設置工事費として、今回、議案第15号の当初予算に2,800万9,000円が計上されました。

予算決算常任委員会の審議の中で、執行部の資料不足による説明もさることながら、事前に議会へのアンカーチェーンスタッド等の損傷に対する事実確認もなかったことから、各委員の予算への理解は得られず、また、送水管の灯浮標の撤去や取水管の損傷後は、取水管の海底設置状況を賀田湾の海図へ明記していることから、国内航路運行船舶の関係者には周知されていることも踏まえ、既存の灯浮標の設置のあり方についても意見が出され、修正すべきものとの結論に至りました。

以上のことから、今回の平成28年度尾鷲市一般会計当初予算に計上された海洋深層水用施設、灯浮標係留索撤去設置工事費2,800万9,000円を減額する修正案を提出するものであります。

以上が、当委員会における修正案のそれぞれの提案理由でございます。また、議案第16号から議案第20号までの5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号から議案第25号まで及び議案第39号の補正予算関連6議案につきましては、議案第21号、議案第24号、議案第25号及び議案第39号の4議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第22号、議案第23号の2議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の一

部審査におきまして、財政が逼迫している現状において、財政計画の必要性や、また、特に大きな事業費を伴うものについては、予算を計上する前段階で、その必要性、方針、対策等の見通しなどを所管の委員会等において慎重に説明、協議することが必要であるということと、その算出根拠が明確となる、詳細かつ分かりやすい資料を提出すべきとの指摘があったことを申し添えさせていただきます。

また、議案第21号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、議会開会直前に訂正が入りましたが、常識では到底理解しがたい事案が発生いたしました。行政とは、法令、条例、規則などに沿い、運営されることが基本であることから、今後予算を議会が認めていないうちに執行するという地方自治法違反、議会軽視ということがないように、今後は予算編成並びに予算執行に関し、市長、副市長を初め、執務される職員の方々は万全を期すよう努めていただきたいと強く要請し、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 総務常任委員会の第26号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」、予算との整合性についての説明がありましたけれども、もう少し補足して、詳しく説明を伺いたいんですけれども、お願いします。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼委員長。

7番（三鬼和昭議員） この件につきましては、予算決算常任委員会が後であるということで、議案第26号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」の中で、49ページなんですけど、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震が発生した際に自衛隊、警察、消防等の広域支援を円滑に受け入れるため、これらの部隊が参集する後方支援拠点としての機能を備えた道の駅としての建設予定の「（仮称）道の駅おわせ」の計画策定を進めますということがあることから、採決をとる前に、委員の中から、これは予算と整合性が必要であるということから、予算が成立しない、この計画は認めるけれども、予算が成立しない限りは凍結とするということで意見が出ましたので、こういう報告をさせていただきました。

以上です。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、順次これを許可いたします。

最初に、6番、濱中佳芳子議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」に対し、反対の立場から討論いたします。

ごみ有料化が始まるまで、尾鷲市は1人当たりのごみ量が県内で一番多いという不名誉な状態にありました。ごみ焼却炉の老朽化もひどくなり、毎年多額の修繕費もかかっている、焼却場の更新が急がれる中、紀北町から紀宝町までの5市町での広域での焼却場をつくることになりました。

広域で建設、運営することになれば、その費用分担を決める際に、ごみの量が多ければ、その分負担も多くなるということから、急いでごみを減量することが必要になるというのがごみ有料化の説明でありました。

市民の皆様には御負担をおかけしながらも有料化以前に比べて20%を超える減量に至り、目覚ましい効果でありました。

有料化が実施される際には、市民の皆様に経済的な御負担をお願いする分、ごみ出しの物理的な負担軽減策を講じるようお願いしてまいりましたが、2年がたち、やっと今定例会に常設の資源ごみ置き場や庭木のシュレッダー補助などが提案されました。

プラスチックを分別することで、ごみの燃焼カロリーが減り、追いだきのための燃料がふえたものの、焼却残渣の処理費が大きく減り、輸送コストの削減などと相まって、経費の削減は明らかに効果が上がっていることを確認できています。

しかし5市町がそれぞれ新しい事業に向かって、ごみ削減を図っていることから、現時点ではやっとほかの町に並ぶところまで来ただけで、さらに減量を強化しなければならないと感じています。

委員会の説明では、有料化前の24年度に5,422トンであった可燃ごみの量が、25年度には4,105トンになり、26年度には4,089トンと減って

はいますが、同時に人口が減っていることから、1人あたりに置きかえたものを求めましたら、有料化前と後で23.2%と大きく減らしたものの、1年たった26年度にはわずかながらもふえてきております。ごみの処理費用も人件費の高騰で、今年度から委託費が2,000万以上増加いたしました。

ほかの自治体の事例を見ても、ごみ減量の意識を定着させるのに、二、三年での価格変更の例がほとんどなく、県内最高の価格で有料化を始めた名張市では5年間をかけ、伊賀市ではさらなる減量を目指し、50%以上の値上げをしています。

価格引き下げによる心理的な緩みが懸念されること、まだまだ分別が可能なごみが存在することを考えると、現在すべきことは、市民の皆様にごみ減量の本来の目的をさらに周知し、もっと分別をしやすい方法を提案することで、45リットルを使っている御家庭が30リットルでごみ出しをすることができるようになれば、今回市長が提案する10%の値下げより、さらに大きい30%以上の負担減になり、ごみ量を減らすことも進みます。分別が進み、燃焼カロリーの低下に対しては、生ごみの水切りをきっちりしていただく周知も必要です。

ルールを守り、減量化を進めていただいている多くの住民の皆様には、現時点での価格引き下げに反対することは申しわけありませんが、より一層のごみ減量化によって将来の税金の負担減を目指すことに御協力をいただき、子や孫世代の負担を減らすことに御理解いただきたいと考えています。

まち全体を見渡したとき、コミュニティのしっかりとした地域ほど、ごみ出しルールが徹底してきていることも確認されていることから、自治体のコミュニティづくりはごみ出しの意識づくりにも大きくかかわっているとも言われます。

高齢化が進んだ現在、市民の生活にかかわる複数の課が連携して取り組むことで、市民生活のより一層の充実を図ることを要望して、私の反対討論とさせていただきます。

よろしく御検討いただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 次に、1番、真井紀夫議員。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 私は、5件の議案に対して一括して反対の立場で討論をいたします。

最初に、本定例会で一番大きな問題になった議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の議案について、反対の討論をいたします。

道の駅やエリアワンセグの違法工事、ごみ袋料金関係の不始末、各種人件費の問題等、かなりの案件は、予算常任委員会だけでなく、総務産業常任委員会と生活文教常任委員会で日数をかけて詳細に審議しなければならない問題であるのに、時間の関係で深い審査ができませんでした。

これら数々の問題、案件を新年度予算に盛り込むならば、前々から議会に諮り、協議することが基本的なセオリーなのに、この基本的なことを数年も前から要望し、注意もしてきましたが、岩田市長は今回も議会との協議を大切にせず、無視をしたために十分な審議ができませんでした。

尾鷲市民の目から見れば、何かにつけて岩田市長と議会はわいわい騒ぐが、最後にはなれ合いで終わってしまう尾鷲市政だと市民は見ている、私はそのように市民からいつも言われているのであります。

道の駅については、5年間にわたっての問題になってきましたが、ここ一、二年は忘れられた存在になったのか、商工会議所に尋ねても、この2年間、議論は一つもしたことはないとお返事でした。道の駅は岩田市長のひとり言かと思っていたら、突然の新年度予算への計上でありました。

昨年12月議会で道の駅について、私は市長に一般質問をしました。市長の答弁は、商工会議所や関係機関と協議をしたいということでありましたが、その協議が一切ないままでの今回の予算計上は、岩田市長の傲慢な態度がなせる暴走だと言わねばなりません。

この唐突な道の駅の予算については、議会側は今回、新年度予算から道の駅予算を削除して、新たに修正予算案を提案するとのことであり、この問題は事なかれで進むようですが、私は議会人としていささか不満であります。

今定例会は、私は一般質問の中で最後に、道の駅の予算計上は暴走予算だから、取り下げたらいかがですかと忠告しましたが、市長はその忠告をいただくと言いながら、聞き入れられておりません。要するに、忠告するに値しない、断固反対すべき新年度予算案であると私は判断をいたしました。

さらに、議案第21号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」も、突然にエリアワンセグ工事請負費1,640万円が計上されて、問題になりました。また、人件費にも問題ありと判明いたしました。

ここ数年来、ずさんな予算計上が岩田市政の体質になっています。この責任は、これまでの議会の温情的な思いやりにも原因の一端があるのではないかと私は考えます。

この際、あすの尾鷲のために筋を通そうではありませんか。当初予算、補正予算を見直そうではありませんか。ばれたら謝罪すればよい、騒ぎになったら給料カットですり抜けたらよい、議会をばかにした予算を通すわけにはいかないのです。

このエリアワンセグの予算問題は、公務員として犯してはならない憲法、地方自治法を完全に犯しているのであります。少なくとも、尾鷲市が規定している服務審査会が開かれて、それなりの処置がなされなければならないのに、今もって市長、副市長からも何の報告もありません。市長部局は責任逃れをしているのかと疑問に思います。それとも、議会無視、議会軽視で、ばかにされているのかと考えさせられます。

市民から税金としていただいているお金は、市行政の公金として大切にしなければならないのに、岩田市政は余りにもださだかと思えてなりません。これまで市議会は厳しいことを言っても、最終的には執行部に、全てと言っていいほど協力してきたと思います。今回は、議会として抜本的に考え直すべきだと私は思います。

次に、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、反対の理由を述べます。

岩田市長は、国の人事院勧告に伴い、市職員の給与表、すなわち俸給表の改正と勤続手当の支給率の引き上げが主な改正であり、民間の給料との格差を埋めるために市職員の給料を引き上げるんだと説明をしました。また、その上に、1年前の4月にさかのぼって、給料引き上げの差額をまとめて一括支給するものだと説明しています。

民間との格差をなくすために、市職員の給料を1年前にさかのぼって引き上げるとしていますが、これは逆ではないかと私は思います。尾鷲市内の民間と市役所の給料やボーナスを比べたことがあるのかと市長に問わねばなりません。市長の認識を私は疑っています。皆さんはどう思いますか。

公務員天国と言われているように、市役所職員の待遇を市民は羨望の目で見詰めていると私は感じます。東京の大企業と比較するのは間違っています。市内の事業所と比較すれば、給料を引き上げて、さらに1年前にさかのぼって支給するなんて、常識ではとても考えられません。国の人事院勧告だから仕方がない、他の市町村も勧告どおりやっている、尾鷲市もこれまでやってきた、だから今回もおっしゃっているようですが、よくない慣習なら断ち切れればよいことだし、他

の自治体のことはほっておけばよいことでもあります。

尾鷲市の財政事情を十分考慮に入れて、尾鷲市としてこうするのだという自主性を持つべきだと私は思います。人事院勧告に逆らってはいけないという法律はないはずです。1年前にさかのぼって給料を引き上げる民間事業所は、日本全国どこを探してもあるはずがないと私は思っています。ましてや、住民感情を逆なでする今回のような市職員の給料引き上げは断固反対です。

続いて、前述の議案第21号と議案第24号、第25号は、この3月末で締めくくる「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、同じく「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、同じく「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」であります。この3議案もそれぞれ人件費に問題が盛り込まれており、私は反対の立場で討論をいたします。

国の人事院勧告が国家公務員の給料を引き上げているからとして、尾鷲市もそれに倣って、昨年4月からことし3月までの1年分の給料アップの差額金を今回の補正予算に盛り込んで計上をしているのであります。

給料アップの条例議案の議決はこれからなのに、議会は反対できないだろうとして、議会無視の岩田市長が決め込んだ議案第21号、第24号、第25号だと私は受けとめています。

尾鷲市の財政が逼迫していることは、議員諸兄は十分に御承知のことと思いますが、岩田市政は、議員が心配するほど、さほど危機感を持っていないようであります。尾鷲市の財政と経済の落ち込みを市長は余り理解していないのではないかと私は不安を覚えます。

御存じの方も多いと思いますが、平成19年3月、財政難で再建団体に指定された北海道の夕張市は、人口11万6,900人から1万2,300人となり、現在、9,200人と言っていますが、これは他人ごとではないと思います。

夕張市は、その結果、全ての面で住民負担が増加し、行政サービスが大きく低下しています。ベッド数170床の病院から19床の医師2名の医療センターになったこと、小学校の数が7校が1校に、市長の給料が86万2,000円から25万9,000円に、議員の報酬が30万1,000円から18万円に、市職員の数269人から103人となり、市民税や住民票等の手数料が大幅に上がり、ごみ処理手数料が無料だったのが、ごみ袋45リッターは90円となって有料になり、今も人口減少に歯どめがかかっておりません。

さて、尾鷲市の現状は、42号線国道筋は、往来する車はふえましたが、魅力ある開発は今もない。あと数年で南北インターがつながるというのに、市内は廃れるばかりです。人口減少の歯どめもできておりません。従来の方考え方を踏襲しては、落ち込んでいくばかりであります。

この辺で、行政から、市役所から、変わっていくべきだと考えます。民間ではあり得ない、1年前にさかのぼっての給料アップというような、あしき慣習は断固やめるべきだと思います。

よって、議案第21号、第24号、第25号の平成27年度の一般会計、病院事業会計、水道事業会計の補正予算に私は反対するものであり、初めに述べた前述の議案第8号と議案第15号をあわせた計5議案の反対討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

3番、中平議員。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私は、議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきまして、反対の立場から討論に参加させていただきます。

反対と申しましても、私は決して3カ月間の減給10%などする必要はないと言っているわけではございません。全く逆で、この程度の責任のとり方でいいのか、私は声を大にして皆さんに問いたいのであります。

エリアワンセグの本体及びアンテナ設置工事は、本来ならば今月の末、平成27年度末に完了する予定でしたが、執行部の失態により平成28年度にずれ込むことが確実にっております。執行部は市のお金を勝手に使えるわけではありません。市長の専決事項として処理される案件もございしますが、今回のエリアワンセグ設置工事に費やされました1,640万円は、議会の議決を得ずに支出してはならないものであります。しかるに、補正予算を計上せずに勝手に工事を行ったことは、まさに地方自治法に定められた二元代表制における議会の議決権を無視した暴挙であり、執行部の責任は重大であると考えます。

そういった意味で、今回、市長並びに副市長が3カ月間の減給10%ということで、本議案を提出されたわけですけれども、この程度の責任のとり方では私は到底納得できません。3カ月間の減給10%と申しますと、記憶に新しいのが合

併浄化槽における6万円の不正支出問題であります。このときも不祥事の責任を市長がとられたわけですけれども、さて、今回のケースと比べてみてください。同程度の責任のとり方で済む話でしょうか。

市長が責任を痛感されていることについては、疑う余地はありませんが、わずか3カ月間の減給10%などという責任のとり方は、余りにも軽く、一般質問の際にも申し上げましたとおり、市長は直ちに出处進退を明らかにするべきだと私は考えます。

以上の理由により、私は議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」に反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他に討論はございませんか。

11番、奥田議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私も通告をしておりますけれども、少しだけ討論に参加させていただきますので、どうかよろしくお願いします。

私は、議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」と議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」の2議案について反対の立場で討論に参加させていただきます。

議案第12号につきましては、可燃ごみの指定ごみ袋の1袋の値段について、一律10%価格を引き下げるというものであります。今月11日の生活文教常任委員会では、全会一致で否決ということでありました。生活文教常任委員会でも全会一致による否決というのは非常に珍しいことでございます。

45リットル袋について、製造単価が、税抜きでございますが、当初17円20銭であったものが、7円12銭まで下がりました。率にして60%近く下がり、金額的には10円以上下がっております。今回の改正案では、45リットル袋については4円50銭の引き下げですが、これを考えますと、もっと下げられるはずであります。

30リットル袋を見ても、製造単価は税抜きであります。当初12円70銭だったものが、4円32銭に下がりました。率にして、何と65%以上も下がり、金額的には8円以上下がっております。

今回の改正案では、30リットル袋については3円の引き下げですが、これを見ても、もっと下げられるはずであります。

指定ごみ袋の保管配送業務委託料にしても、当初、年間約300万円だったも

のが、今年度は21万6,000円で、来年度、すなわちこの4月以降については、先日入札が行われ、150万9,840円でありました。

300万円、21万6,000円、150万円と、これだけ乱高下しますと、どれが妥当なのかという思いがしますが、それはさておき、指定ごみ袋の保管配送業務委託料についても、当初300万円であったものが、半分の150万円になったわけですから、10%と言わず、もっと下げられるはずであります。

ごみ袋を有料化する際、尾鷲市のホームページに、有料化に伴う市民からの質問事項についてとQアンドAの形で掲載されておりましたが、その中で、他市町の有料化と比較すると高いように思いますの問いに、ごみ袋有料化による収入は市民の皆さんに還元することを考えております。例えば、電動生ごみ処理機の補助金の上限を上げて、少しでも市民の方々の負担の軽減を考えておりますということでありました。

しかし現状はどうでしょうか。

電動生ごみ処理機の補助金については、1世帯当たり交付限度額は3万円であり、生ごみ処理容器の補助金については、1世帯当たり交付限度額は3,000円であり、尾鷲市は、ごみ袋有料化後3年間そのままであり、一切変更を行っておりません。

一方、紀北町は、ごみ袋の有料化は行っておりませんが、この間に生ごみ処理容器の補助金については、1世帯に対する補助限度額を3,000円から1万円に引き上げております。尾鷲市は市民の負担を軽減すると市民に約束しながら、その約束を守っておりません。

また、この有料化に伴う市民からの質問事項についてを見ますと、プラスチック類については大切な資源であり、きれいに水洗いをして出すよう啓発しております。ですので、大多数の市民の方々は、分別して出すプラスチック類は資源と成ってよみがえり、何らかの収入が尾鷲市にもたらされると思ったのではないのでしょうか。

しかし、実際には、プラスチック類についてチップ化し、燃料として販売されているとの説明ですが、尾鷲市は業者に処理費や運搬費等、年間約500万円を支払っておりますが、その販売収入が尾鷲市に入っているわけではありません。何度か議会で問題となっておりますが、そのたびに市民の間から、きれいに洗って出しているのに市の収入にならないなんておかしい、市にだまされたといった意見がたくさん出ております。

現在、燃料となるプラスチックを燃やさないため、余分に灯油を使うという、大変無駄なことを尾鷲市はやっております。プラスチックの販売収入が尾鷲市に入らないのであれば、せめてチップ化したものを燃料として使えば、灯油代が減って、財政的にも助かるではないかとの市民の声もあるぐらいでございます。

尾鷲市はそういうこともせずにですよ、市民をだますかのように、市民がきれいに洗って出して、少しでも尾鷲市のためにとの思いを台なしにするかのように、プラスチック類については、業者に処理費や運搬費等を支払い、また、その販売収入も業者が得ております。

このように、補助金にしても、プラスチック類の分別の説明にしても、約束を守っていなかったり、市民に誤解を招くようなことを行ったわけであり、市民に負担ばかり求めるのではなく、その反省も含めて、今回もっと下げるべきであると私は思います。

私はもともと、ごみ袋有料化は二重課税であるという考えを持っております。行政たるものは本来、市民の税金で運営しているわけであり、その税金をもとに市民サービスを行っているのであります。三重大の先生方も三重県庁も、ごみ減量化に取り組んでいるのはわかります。だったら、なぜ県庁所在地の津市はごみ袋有料化をやっていないのでしょうか。ごみ減量化は重要な問題であり、人口30万人の津市でやったら、すごい効果だと思うのですが。それに、三重県下29市町の中で3番目にごみ袋が高いという現実を尾鷲市民としてどう受けとめたらいいのでしょうか。

過疎、高齢化がどんどん進み、年金生活者の方々の割合が多い尾鷲市において、高いごみ袋は市民にとって大きな負担であります。10%を執行部が下げるといふのであるから、それでええやんか、これを否決したら、10%の引き下げもなくなるし、市民が困るやんかとの意見があるのも承知しております。

ですので、委員長報告にもありましたように、市民に迷惑がかからないように、早急に臨時会を開き、ある程度、根拠を明確にして、市長の決意も示しですよ、再度提出するよう、委員会としては執行部に要求しております。皆さん、御理解いただきたいと思っております。

市長は暫定的に下げ、今後も順次下げていくというような言い方をし、審議会の答申に従ったとは言いながら、市長自身、審議会の中で、10%引き下げの根拠が示されていないことをはっきり認めておりましたが、そんないいかげんな議案を議会として、はい、そうですかとは認めにくい状況であります。

12月にあった審議会の答申の後、生活文教常任委員会は開かれず、今回いきなり10%減額の議案が出てきました。

私は、審議委員の方々を批判するつもりはさらさらありません。マスコミの方、その辺も御理解くださいね。私はさらさらそういうことはありません。しかし、会議録がホームページに開示されており、それを見た多くの市民の方々から、根拠のない結論ってあるのかな、日本の通貨単位は円やに、1枚40円50銭なんて条例で定めてええんかなとか、2人も代理出席しておるけど、そんな会議で真剣な議論、できるのかなという意見がある一方ですよ、ある一方、審議員が悪いのではなく、材料をちゃんと提供していない市が悪い、尾鷲市が悪いといった意見があります。

私も、他の市町の状況の資料すら、審議員の方々に提示しなかった執行部の審議会の進め方に、審議会の進め方に問題が大いにあると思います。ですので、私は審議員の方を批判してはおりませんので、御理解ください、皆さん。

ちなみに、審議会の中で示された市民のアンケート結果によれば、ごみ袋の値下げや一定量の無料配布が実施された場合、ふやすごみの量はどうなると思いますかとの問いに、わからない、無回答を除けば、68%という、約7割の方々が、現在の分別はしっかり守られ、燃やすごみの量は変わらないと思うと答えており、ごみ分別の意識がかなり根づいていることがわかります。

また、有料化される前と後のごみ減量に対する意識の変化についての問いに、無回答を除けば、有料化前と変わらないと答えた方がたったの19%である一方、有料化前よりもさらに意識している、さらに意識しているというふうに答えた方が80%を占めているんです、80%。

ですので、値段を下げたらごみがふえるという意見もあるようですが、市民の方々のごみ減量の意識は極めて高く、また値段を下げたとしても、さらなる政策や啓発によって、今まで以上にごみ減量の意識を市民に高めてもらうことは、十分可能であると私は思います。

全会一致により否決となった生活文化常任委員会は今月11日であり、もう2週間も経過しているわけで、執行部はそれなりの議論を重ねているはずですし、市長自身も今後の対応策を十分考えていると思われま。

来週31日に、補正予算の修正等で臨時会が開かれる予定であると聞いております。そのときに議案の修正が出ることを期待しておりますが、議会がうるさいから10%ぐらい下げたろうかというような考えはないとは思いますが、根拠の

ない議案はよくないと思います。

過疎、高齢化がどんどん進み、年金生活で苦しい生活を強いられている方々がたくさんいます。市民の方々の負担をできるだけ軽減することを真剣に考えていただきたいと強く思います。早急に市長の決意のもと、ある程度根拠を示した上、再度議案を上げていただきますよう要望して、本議案について反対とさせていただきます。

続いて、議案第38号についてであります。

今、中平議員からも反対討論がありましたけれども、ワンセグ設置の工事費について、予算がないにもかかわらず、平然と工事を続け、960万円もの工事が既に終わっているという非常にずさんな行為について、市長、副市長の給与を4月から6月までの3カ月間、10%の減額をするということであります。

本来なら、予算も反対したいところですが、予算が否決されたら960万円もの工事の支払いがどうなるのか、市長が支払うのか知りませんが、そういうことは避けるべきとの思いもあり、予算決算常任委員会の委員長として、委員会の採決を尊重し、予算には反対しません。しかし、次から次へと問題を起こし、法令違反、議会軽視というより議会無視という行為に、中平議員も先ほど言われたように、それから、一般質問の中で言われていましたかね、お茶を濁したような、3カ月10%の減俸で済むような話でしょうか。

今回の件は、1月末に予算が足りないということがわかっていたとの説明でした。としたら、当然のことながら、速やかに臨時会を開き、補正予算を計上すべき案件です。それをせず、平然と工事を続け、結果的に1,640万円もの予算が足りない、平然と今議会の補正予算に計上してきました。それもそのうちの960万円もの工事は既に終わっているのであります。

このような行政運営は、普通では、普通では考えられないことでもあります。

以上であります。

よって、本議案については、私も中平議員と同様、余りにも処分が軽過ぎるという意味で反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第1号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第3、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第3号「尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第4号「尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第6号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第7号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第10、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第10号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」

を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第12、議案第11号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第13、議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

原案第12号について原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 少 数)

議長（村田幸隆議員） 起立少数。

起立少数でございます。よって、議案第12号は、否決をされました。

次に、日程第14、議案第13号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、議案第14号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部

改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第16、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は修正可決であります。

最初に、内山鉄芳議員から提出をされました人づくり支援事業に係る修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

(起 立 多 数)

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、内山鉄芳議員より提出されました人づくり支援事業に係る修正案は、可決をされました。

次に、三鬼孝之議員から提出をされました海洋深層水推進事業に係る修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

(起 立 多 数)

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、三鬼孝之議員より提出をされた海洋深層水推進事業に係る修正案は、可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。

ただいま、本案が修正議決をされましたが、これに伴いまして、計数整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第15号の計数整理は議長に委任することに決しました。

次に、日程第17、議案第16号「平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第18、議案第17号「平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第19、議案第18号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第20、議案第19号「平成28年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第21、議案第20号「平成28年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第22、議案第21号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第23、議案第22号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第24、議案第23号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第25、議案第24号「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第26、議案第25号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第27、議案第26号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第28、議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第29、議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第30、議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第31、議案第30号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第32、議案第31号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第33、議案第32号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第34、議案第33号「東紀州農業共済事務組合理規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第35、議案第38号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第36、議案第39号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、3月末をもって退職をされる川口会計管理者兼出納室長、深瀬監査委員事務局長、更谷建設課長、大川税務課長、以上の皆様には、退職後もお体を大切にいただき、今後も市の発展に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。御苦労さまでございました。（拍手）

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る3月1日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」を初め、本定例会中に提出させていただきました追加議案も含め、各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

否決となりました議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきまして、及び一部修正になりました議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、非常に残念に思いますが、このことを重く受けとめるとともに、その他、御審議の中でさまざま御指摘、御意見をいただきました点につきましても、今後十分心して市政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る3月1日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成28年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時32分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 真 井 紀 夫